

福光園アネックス 利用料金表

※1ヵ月を31日とした場合のだいたいの目安です。

第一段階 世帯全体が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者または、生活保護の方

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護度					
介保1割負担	573	641	712	780	847
※高額介護サービス費			限度額	15,000円/月	
食費			300		
居住費			0		
体制加算			64		
その他			50		
介護職員処遇改善加算 I	52.9	58.5	64.4	70.1	75.6
介護職員等ベースアップ等支援加算	22.9	25.4	27.9	30.4	32.8
日額合計概算	¥1,062.8	¥1,138.9	¥1,218.3	¥1,294.4	¥1,369.4
月額合計概算	¥32,947	¥35,306	¥37,769	¥40,128	¥42,452

第二段階 年金収入等80万円以下

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護度					
介保1割負担	573	641	712	780	847
※高額介護サービス費			限度額	15,000円/月	
食費			390		
居住費			370		
体制加算			64		
その他			50		
介護職員処遇改善加算 I	52.9	58.5	64.4	70.1	75.6
介護職員等ベースアップ等支援加算	22.9	25.4	27.9	30.4	32.8
日額合計概算	¥1,522.8	¥1,598.9	¥1,678.3	¥1,754.4	¥1,829.4
月額合計概算	¥47,207	¥49,566	¥52,029	¥54,388	¥56,712

第三段階① 年金収入等80万円超120万円以下

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護度					
介保1割負担	573	641	712	780	847
※高額介護サービス費			限度額	24,600円/月	
食費			650		
居住費			370		
体制加算			64		
その他			50		
介護職員処遇改善加算 I	52.9	58.5	64.4	70.1	75.6
介護職員等ベースアップ等支援加算	22.9	25.4	27.9	30.4	32.8
日額合計概算	¥1,782.8	¥1,858.9	¥1,938.3	¥2,014.4	¥2,089.4
月額合計概算	¥55,267	¥57,626	¥60,089	¥62,448	¥64,772

第三段階② 年金収入等120万円超

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護度					
介保1割負担	573	641	712	780	847
※高額介護サービス費			限度額	24,600円/月	
食費			1,360		
居住費			370		
体制加算			64		
その他			50		
介護職員処遇改善加算 I	52.9	58.5	64.4	70.1	75.6
介護職員等ベースアップ等支援加算	22.9	25.4	27.9	30.4	32.8
日額合計概算	¥2,492.8	¥2,568.9	¥2,648.3	¥2,724.4	¥2,799.4
月額合計概算	¥77,277	¥79,636	¥82,099	¥84,458	¥86,782

第四段階 本人または世帯全体が住民税課税

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護度					
介保1割負担	573	641	712	780	847
※高額介護サービス費			限度額	37,200円/月	
食費			1,445		
居住費			855		
体制加算			64		
その他			50		
介護職員処遇改善加算 I	52.9	58.5	64.4	70.1	75.6
介護職員等ベースアップ等支援加算	22.9	25.4	27.9	30.4	32.8
日額合計概算	¥3,062.8	¥3,138.9	¥3,218.3	¥3,294.4	¥3,369.4
月額合計概算	¥94,947	¥97,306	¥99,769	¥102,128	¥104,452

※高額介護サービス費

1ヶ月の介護サービス費の世帯合計金額が限度額を超えた場合、**超えた分の額が介護保険から払い戻されます。**

体制加算内訳

日常生活継続支援加算	36/日
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	28/日
看護体制加算(Ⅰ)イ	6/日
排せつ支援加算(Ⅰ)	10/月
自立支援促進加算	300/月
安全対策体制加算	20/回
療養食加算(医師の発行する食事箋に基づく)	6/回
看取り介護加算Ⅰ 1 (死亡日以前31日以上45日以下)	72/日
看取り介護加算Ⅰ 2(死亡日以前4日以上30日以下)	144/日
看取り介護加算Ⅰ 3(死亡日以前2日又は3日)	780/日
看取り介護加算Ⅰ 4(死亡日)	1,280/日
介護職員等ベースアップ等加算	介護サービス費合計の3.6%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費合計の8.3%

その他体制加算

看護体制加算(Ⅱ)イ	13/日
栄養マネジメント強化加算	11/日
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13/月
初期加算(入所した日から30日間及び1ヵ月以上入院し、入所した場合も含む)	30/日
入院・外泊時加算(1ヵ月6日まで)	246/日

その他利用料金

行政手続き等代行費 預かり金等管理費	実費	
	50円/日	1,550/月

日常生活継続支援加算	入居者の要介護度4・5の占める割合が70%以上。認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上。たん吸引等が必要な方の占める割合が入居者の15%以上。いずれかを満たす場合に算定いたします。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	入居者の皆様に対して、より良い生活環境を提供する為、研修会等を積極的に実施し、サービスの質の向上に努めます。
夜間職員配置加算可(Ⅲ)イ	夜勤帯17:00～9:00に、介護職員または看護職員を基準以上に配置している施設の加算です。
看護体制加算(Ⅰ)イ	常勤の看護師を1名以上配置した場合に算定いたします。
看護体制加算(Ⅱ)イ	常勤換算方式で入居者25名に対して1名以上の看護職員を配置し、その看護職員により医療機関との24時間連絡体制が整った場合に算定いたします。
口腔機能維持管理加算	当該事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成される体制が整った場合に算定いたします。
個別機能訓練加算	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員を1名以上配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行う体制が整った場合に算定いたします。
栄養ケアマネジメント加算	管理栄養士による栄養ケアマネジメントを実施した場合に加算されます。管理栄養士が配置されている期間については基本的に利用者全員が実施対象になります。
若年性認知症受入加算	若年性認知症の利用者に対し、担当医を決め専門的に係る場合に算定いたします。
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。
経口移行加算	経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進める為に医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した方に加算されます。
経口維持加算	著しい誤嚥が認められる方に対し、経口摂取を維持する為に医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口摂取維持への取り組みを実施した方に加算されます。
初期加算	入所日から30日間、または1月を超える入院後の再入所の際も30日間算定いたします。
入院・外泊加算	入院、または外泊した場合は、初日及び最終日を除く6日間は1日につき246円加算されます。

福光園アネックス 利用料金表 (2割負担)

※1ヵ月を31日とした場合のだいたいの目安です。

第一段階 世帯全体が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者または、生活保護の方

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護度					
介保2割負担	1,146	1,282	1,424	1,560	1,694
※高額介護サービス費			限度額 15,000円/月		
食費			300		
居住費			0		
体制加算			140		
その他			50		
介護職員処遇改善加算 I	106.7	118.0	129.8	141.1	152.2
介護職員等ベースアップ等支援加算	46.3	51.2	56.3	61.2	66.0
日額合計概算	¥1,789.0	¥1,941.2	¥2,100.1	¥2,252.3	¥2,402.2
月額合計概算	¥55,460	¥60,178	¥65,104	¥69,821	¥74,470

第二段階 年金収入等80万円以下

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護度					
介保2割負担	1,146	1,282	1,424	1,560	1,694
※高額介護サービス費			限度額 15,000円/月		
食費			390		
居住費			370		
体制加算			140		
その他			50		
介護職員処遇改善加算 I	106.7	118.0	129.8	141.1	152.2
介護職員等ベースアップ等支援加算	46.3	51.2	56.3	61.2	66.0
日額合計概算	¥2,249.0	¥2,401.2	¥2,560.1	¥2,712.3	¥2,862.2
月額合計概算	¥69,720	¥74,438	¥79,364	¥84,081	¥88,730

第三段階① 年金収入等80万円超120万円以下

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護度					
介保2割負担	1,146	1,282	1,424	1,560	1,694
※高額介護サービス費			限度額 24,600円/月		
食費			650		
居住費			370		
体制加算			140		
その他			50		
介護職員処遇改善加算 I	106.7	118.0	129.8	141.1	152.2
介護職員等ベースアップ等支援加算	46.3	51.2	56.3	61.2	66.0
日額合計概算	¥2,509.0	¥2,661.2	¥2,820.1	¥2,972.3	¥3,122.2
月額合計概算	¥77,780	¥82,498	¥87,424	¥92,141	¥96,790

第三段階② 年金収入等120万円超

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護度					
介保2割負担	1,146	1,282	1,424	1,560	1,694
※高額介護サービス費			限度額 24,600円/月		
食費			1,360		
居住費			370		
体制加算			140		
その他			50		
介護職員処遇改善加算 I	106.7	118.0	129.8	141.1	152.2
介護職員等ベースアップ等支援加算	46.3	51.2	56.3	61.2	66.0
日額合計概算	¥3,219.0	¥3,371.2	¥3,530.1	¥3,682.3	¥3,832.2
月額合計概算	¥99,790	¥104,508	¥109,434	¥114,151	¥118,800

第四段階 本人または世帯全体が住民税課税

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護度					
介保2割負担	1,146	1,282	1,424	1,560	1,694
※高額介護サービス費			限度額 37,200円/月		
食費			1,445		
居住費			855		
体制加算			140		
その他			50		
介護職員処遇改善加算 I	106.7	118.0	129.8	141.1	152.2
介護職員等ベースアップ等支援加算	46.3	51.2	56.3	61.2	66.0
日額合計概算	¥3,789.0	¥3,941.2	¥4,100.1	¥4,252.3	¥4,402.2
月額合計概算	¥117,460	¥122,178	¥127,104	¥131,821	¥136,470

※高額介護サービス費

1ヶ月の介護サービス費の世帯合計金額が限度額を超えた場合、**超えた分の額が介護保険から払い戻されます。**

体制加算内訳

日常生活継続支援加算	72/日
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	56/日
看護体制加算(Ⅰ)イ	12/日
排せつ支援加算(Ⅰ)	20/月
自立支援促進加算	600/月
安全対策体制加算	40/回
療養食加算(医師の発行する食事箋に基づく)	12/回
看取り介護加算Ⅰ 1(死亡日以前31日以上45日以下)	144/日
看取り介護加算Ⅰ 2(死亡日以前4日以上30日以下)	288/日
看取り介護加算Ⅰ 3(死亡日以前2日又は3日)	1,560/日
看取り介護加算Ⅰ 4(死亡日)	2,560/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費合計の8.3%

その他体制加算

看護体制加算(Ⅱ)イ	26/日
栄養マネジメント強化加算	22/日
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	6/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	26/月
初期加算(入所した日から30日間及び1ヵ月以上入院し、入所した場合も含む)	60/日
入院・外泊時加算(1ヵ月6日まで)	492/日

その他利用料金

行政手続き等代行費 預かり金等管理費	実費	
	50円/日	1,550/月

日常生活継続支援加算	入居者の要介護度4・5の占める割合が70%以上。認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上。たん吸引等が必要な方の占める割合が入居者の15%以上。いずれかを満たす場合に算定いたします。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	入居者の皆様に対して、より良い生活環境を提供する為、研修会等を積極的に実施し、サービスの質の向上に努めます。
夜間職員配置加算可(Ⅰ)イ	夜勤帯17:00～9:00に、介護職員または看護職員を基準以上に配置している施設の加算です。
看護体制加算(Ⅰ)イ	常勤の看護師を1名以上配置した場合に算定いたします。
看護体制加算(Ⅰ)ロ	常勤換算方式で入居者25名に対して1名以上の看護職員を配置し、その看護職員により医療機関との24時間連絡体制が整った場合に算定いたします。
口腔機能維持管理加算	当該事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成される体制が整った場合に算定いたします。
個別機能訓練加算	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員を1名以上配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行う体制が整った場合に算定いたします。
栄養ケアマネジメント加算	管理栄養士による栄養ケアマネジメントを実施した場合に加算されます。管理栄養士が配置されている期間については基本的に利用者全員が実施対象になります。
若年性認知症受入加算	若年性認知症の利用者に対し、担当医を決め専門的に係る場合に算定いたします。
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。
経口移行加算	経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進める為に医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した方に加算されます。
経口維持加算	著しい誤嚥が認められる方に対し、経口摂取を維持する為に医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口摂取維持への取り組みを実施した方に加算されます。
初期加算	入所日から30日間、または1月を超える入院後の再入所の際も30日間算定いたします。
入院・外泊加算	入院、または外泊した場合は、初日及び最終日を除く6日間は1日につき246円加算されます。

福光園アネックス 利用料金表 (3割負担)

※1ヵ月を31日とした場合のだいたいの目安です。

第一段階 世帯全体が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者または、生活保護の方

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護3割負担	1719	1923	2136	2340	2541
※高額介護サービス費	限度額 15,000円/月				
食費	300				
居住費	0				
体制加算	64				
その他	50				
介護職員処遇改善加算 I	148.0	164.9	182.6	199.5	216.2
介護職員等ベースアップ等支援加算	64.2	71.5	79.2	86.5	93.8
日額合計概算	¥2,345.2	¥2,573.5	¥2,811.8	¥3,040.1	¥3,265.0
月額合計概算	¥72,700	¥79,777	¥87,166	¥94,242	¥101,215

第二段階 年金収入等80万円以下

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護3割負担	1719	1923	2136	2340	2541
※高額介護サービス費	限度額 15,000円/月				
食費	390				
居住費	370				
体制加算	192				
その他	50				
介護職員処遇改善加算 I	158.6	175.5	193.2	210.2	226.8
介護職員等ベースアップ等支援加算	68.8	76.1	83.8	91.2	98.4
日額合計概算	¥2,948.4	¥3,176.7	¥3,415.0	¥3,643.3	¥3,868.2
月額合計概算	¥91,401	¥98,477	¥105,866	¥112,943	¥119,915

第三段階① 年金収入等80万円超120万円以下

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護3割負担	1719	1923	2136	2340	2541
※高額介護サービス費	限度額 24,600円/月				
食費	650				
居住費	370				
体制加算	192				
その他	50				
介護職員処遇改善加算 I	158.6	175.5	193.2	210.2	226.8
介護職員等ベースアップ等支援加算	68.8	76.1	83.8	91.2	98.4
日額合計概算	¥3,208.4	¥3,436.7	¥3,675.0	¥3,903.3	¥4,128.2
月額合計概算	¥99,461	¥106,537	¥113,926	¥121,003	¥127,975

第三段階② 年金収入等120万円超

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護3割負担	1719	1923	2136	2340	2541
※高額介護サービス費	限度額 24,600円/月				
食費	1,360				
居住費	370				
体制加算	192				
その他	50				
介護職員処遇改善加算 I	158.6	175.5	193.2	210.2	226.8
介護職員等ベースアップ等支援加算	68.8	76.1	83.8	91.2	98.4
日額合計概算	¥3,918.4	¥4,146.7	¥4,385.0	¥4,613.3	¥4,838.2
月額合計概算	¥121,471	¥128,547	¥135,936	¥143,013	¥149,985

第四段階 本人または世帯全体が住民税課税

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護3割負担	1719	1923	2136	2340	2541
※高額介護サービス費	限度額 37,200円/月				
食費	1,445				
居住費	855				
体制加算	192				
その他	50				
介護職員処遇改善加算 I	158.6	175.5	193.2	210.2	226.8
介護職員等ベースアップ等支援加算	68.8	76.1	83.8	91.2	98.4
日額合計概算	¥4,488.4	¥4,716.7	¥4,955.0	¥5,183.3	¥5,408.2
月額合計概算	¥139,141	¥146,217	¥153,606	¥160,683	¥167,655

※高額介護サービス費

1ヶ月の介護サービス費の世帯合計金額が限度額を超えた場合、**超えた分の額が介護保険から払い戻されます。**

体制加算内訳

日常生活継続支援加算	36/日
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	28/日
看護体制加算(Ⅰ)イ	6/日
排せつ支援加算(Ⅰ)	10/月
自立支援促進加算	300/月
安全対策体制加算	20/回
療養食加算(医師の発行する食事箋に基づく)	6/回
看取り介護加算Ⅰ 1(死亡日以前31日以上45日以下)	72/日
看取り介護加算Ⅰ 2(死亡日以前4日以上30日以下)	144/日
看取り介護加算Ⅰ 3(死亡日以前2日又は3日)	780/日
看取り介護加算Ⅰ 4(死亡日)	1,280/日
介護職員等ベースアップ等加算	介護サービス費合計の3.6%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費合計の8.3%

その他体制加算

看護体制加算(Ⅱ)イ	13/日
栄養マネジメント強化加算	11/日
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13/月
初期加算(入所した日から30日間及び1ヵ月以上入院し、入所した場合も含む)	30/日
入院・外泊時加算(1ヵ月6日まで)	246/日

その他利用料金

行政手続き等代行費 預かり金等管理費	実費	
	50円/日	1,550/月

日常生活継続支援加算	入居者の要介護度4・5の占める割合が70%以上。認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上。たん吸引等が必要な方の占める割合が入居者の15%以上。いずれかを満たす場合に算定いたします。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	入居者の皆様に対して、より良い生活環境を提供する為、研修会等を積極的に実施し、サービスの質の向上に努めます。
夜間職員配置加算可(Ⅰ)イ	夜勤帯17:00～9:00に、介護職員または看護職員を基準以上に配置している施設の加算です。
看護体制加算(Ⅰ)イ	常勤の看護師を1名以上配置した場合に算定いたします。
看護体制加算(Ⅰ)ロ	常勤換算方式で入居者25名に対して1名以上の看護職員を配置し、その看護職員により医療機関との24時間連絡体制が整った場合に算定いたします。
口腔機能維持管理加算	当該事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成される体制が整った場合に算定いたします。
個別機能訓練加算	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員を1名以上配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行う体制が整った場合に算定いたします。
栄養ケアマネジメント加算	管理栄養士による栄養ケアマネジメントを実施した場合に加算されます。管理栄養士が配置されている期間については基本的に利用者全員が実施対象になります。
若年性認知症受入加算	若年性認知症の利用者に対し、担当医を決め専門的に係る場合に算定いたします。
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。
経口移行加算	経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進める為に医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した方に加算されます。
経口維持加算	著しい誤嚥が認められる方に対し、経口摂取を維持する為に医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口摂取維持への取り組みを実施した方に加算されます。
初期加算	入所日から30日間、または1月を超える入院後の再入所の際も30日間算定いたします。
入院・外泊加算	入院、または外泊した場合は、初日及び最終日を除く6日間は1日につき246円加算されます。